

徳島県教育委員会のコンプライアンス推進体制等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県教育委員会コンプライアンス推進本部（以下「推進本部」という。）その他のコンプライアンスを推進するために必要な体制に関する事項等を定めることにより、教育委員会事務局、教育機関及び県立学校の教職員のコンプライアンスに関する取り組みを推進する。

(推進本部の設置)

第2条 徳島県教育委員会のコンプライアンスに関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、推進本部を設置する。

2 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) コンプライアンスに係る総合調整に関すること。

(2) コンプライアンスに係る取り組みの総合的かつ効果的な企画及び推進に関すること。

(3) その他推進本部が必要と認める事務に関すること。

(推進本部の組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって組織する。

2 本部長は、教育長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、副教育長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(推進本部の会議)

第4条 本部長は、必要に応じて推進本部の会議を招集し、その議長となる。

2 副本部長は、本部長が不在のとき又は本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長に会議の開催を要請することができる。

4 本部長が必要と認めるときは、会議に本部員以外の者の参加を求めることができる。

(推進体制)

第5条 推進本部の方針の下、コンプライアンスを推進するための体制として、コンプライアンス推進総括責任者、コンプライアンス推進副総括責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進員（以下「総括責任者等」という。）を置き、コンプライアンス意識の醸成を図る。

2 総括責任者等は、別表2に掲げる者とする。

(総括責任者等の役割)

第6条 総括責任者等の役割は、次の各号のとおりとする。

(1) コンプライアンス推進総括責任者は、推進本部の本部員として、コンプライアンスに関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するとともに、コンプライアンスの推進の統括に当たる。

また、コンプライアンスの観点から教育委員会全体で統一した取り組みが必要となる場合においては、適宜コンプライアンス推進責任者による会議を開催し、意思の統一を図り、その内容を推進本部に報告する。

(2) コンプライアンス推進副総括責任者は、コンプライアンス推進総括責任者を補佐し、コンプライアンスの推進の統括に当たるとともに、推進本部と各所属との連絡調整に当たる。

(3) コンプライアンス推進責任者は、所属の責任者として、所属教職員のコンプライアンス意識の醸成に努め、自ら率先して模範を示すとともに、教職員一人ひとりの行動に意を配るほか、所属で生じうるコンプライアンスリスクを念頭に置いて、所属内での情報共有を図る。

また、コンプライアンスの観点から教育委員会全体で統一した取り組みが必要となる事案等が発生した場合は、コンプライアンス推進総括責任者にその内容を報告する。

(4) コンプライアンス推進員は、所属の教職員が日常的に法令等を遵守した行動をとるよう、コンプライアンス推進責任者の方針の下、教職員の啓発活動の実践に当たるとともに、所属におけるコンプライアンスに関する取り組みの牽引役としての役割を担う。

(事務局)

第7条 推進体制等に関する事務は、コンプライアンス推進室で行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進体制等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

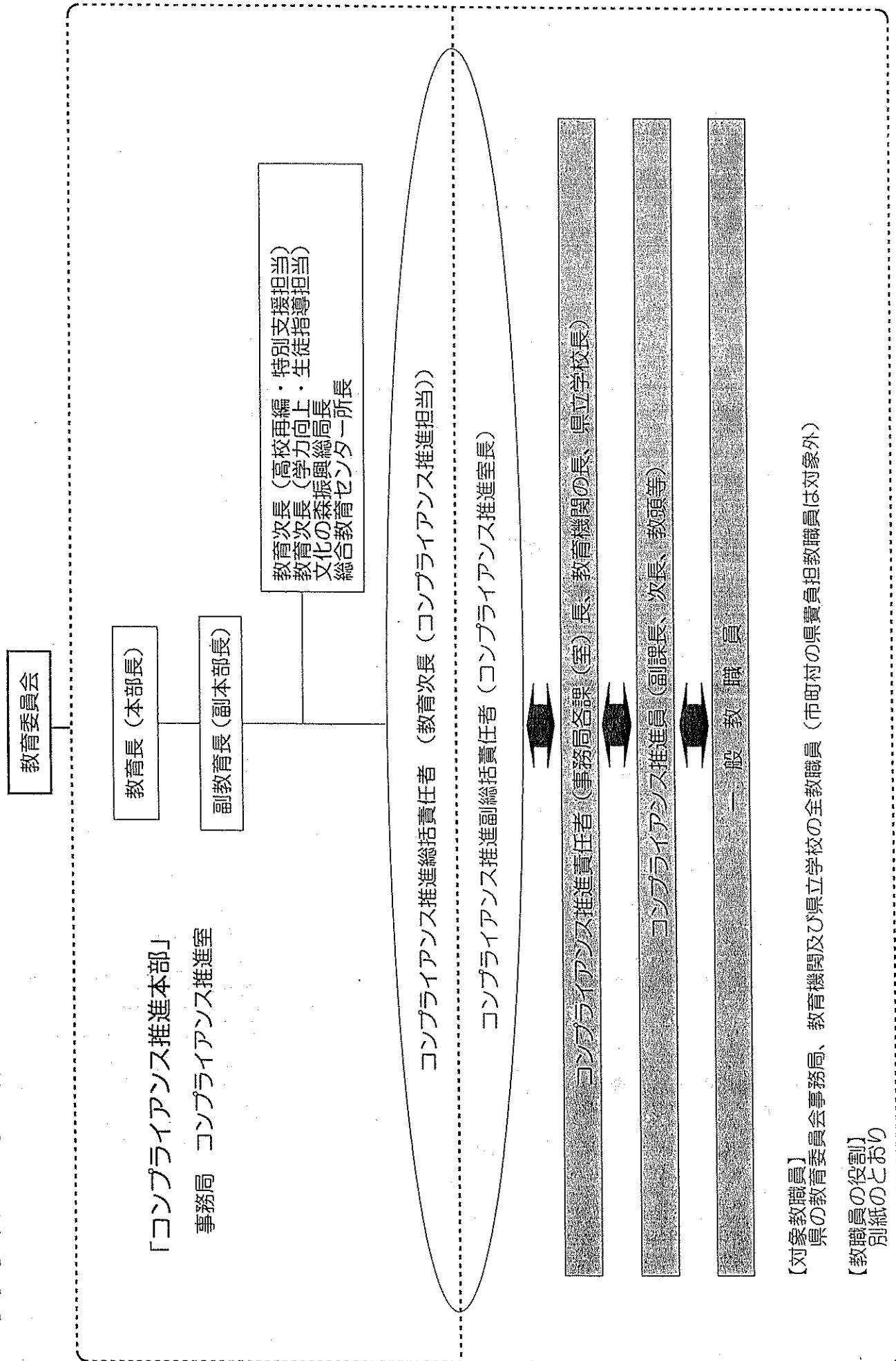
本 部 長	教育長
副本部長	副教育長
本 部 員	教育次長 (コンプライアンス推進担当)
本 部 員	教育次長 (高校再編・特別支援担当)
本 部 員	教育次長 (学力向上・生徒指導担当)
本 部 員	文化の森振興総局長
本 部 員	総合教育センター所長

別表 2 (第 5 条関係)

コンプライアンス推進総括責任者	教育次長 (コンプライアンス推進担当)
コンプライアンス推進副総括責任者	コンプライアンス推進室長
コンプライアンス推進責任者	事務局の課長 (これに相当する室長及び文化の森振興総局部長を含む。)、教育機関の長及び県立学校長
コンプライアンス推進員	事務局の副課長 (副課長が置かれていないときは、当該所属の長が指定する職員)、教育機関の長の補佐職 (補佐職が 2 人以上置かれているときは、当該所属の長が指定する補佐職) 及び県立学校の長が指定する副校長又は教頭

コンプライアンス推進体制

<参考>



(別紙)

コンプライアンス推進のための教職員の役割

- 1 教育長
徳島県教育委員会コンプライアンス推進本部（以下、「推進本部」という。）の本部長として、コンプライアンスに関する取組を総合的かつ計画的に推進する。
- 2 副教育長
推進本部の副本部長として、本部長を補佐する。
- 3 コンプライアンス推進総括責任者（教育次長（コンプライアンス推進担当））
推進本部の本部長として、コンプライアンスに関する取組を総合的かつ計画的に推進するとともに、コンプライアンス推進総括責任者（以下「総括責任者」という。）として、コンプライアンス推進の統括に当たる。
また、コンプライアンスの観点から教育委員会全体で統一した取組が必要となる場合においては、適宜コンプライアンス推進責任者による会議を開催し、意思の統一を図り、その内容を推進本部に報告する。
- 4 コンプライアンス推進副総括責任者（コンプライアンス推進室長）
総括責任者（教育次長（コンプライアンス推進担当））を補佐し、コンプライアンス推進の統括に当たるとともに、推進本部と各所属との連絡調整に当たる。
- 5 コンプライアンス推進責任者（事務局各課（室）長、教育機関の長及び県立学校長）
所属の責任者として、所属教職員のコンプライアンス意識の醸成に努め、自ら率先して模範を示すとともに、教職員一人ひとりの行動に意を配る。
所属で生じうるコンプライアンスリスクを念頭に置いて、所属内での情報共有を図る。
コンプライアンス推進員を1名指名し、所属におけるコンプライアンス実践の推進に当たらせる。
コンプライアンスの観点から教育委員会全体で統一した取組が必要となる事案等が発生した場合は、その内容を総括責任者に報告する。
- 6 コンプライアンス推進員（事務局：副課長等、教育機関：次長等、県立学校：教頭等）
コンプライアンス推進員は、所属の教職員が日常的に法令等に遵守した行動をとるよう、コンプライアンス推進責任者の方針の下に、教職員の啓発活動の実践に当たるとともに、所属におけるコンプライアンスに関する取組の牽引役としての役割を担う。
- 7 一般教職員
教職員は、常に法令等を遵守して行動するとともに、自分の判断や行動、姿勢を定期的に再確認しなければならない。
また、受け身の姿勢ではなく、職場内でコンプライアンスに関して進んで議論するなど、自分自身の問題として意識を深めていかなければならない。

